

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （航空機燃料譲与税）		
要望項目名	航空機燃料税の譲与割合に係る特例措置の拡充・延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与する。 ・特例措置の内容 航空機燃料税の税率の所要の措置に合わせ、航空機燃料譲与税額の水準を維持するため、航空機燃料税から航空機燃料譲与税として譲与される額の割合の引き上げ措置を拡充し、当面の間延長する。 ※参考：航空機燃料税に係る所要の措置 1 航空機燃料に係る航空機燃料税の特例について、租税特別措置法第90条の8に定める航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、15円/ℓとし、当面の間延長する。 2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例について、租税特別措置法第90条の8の2に定める「沖縄路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、7.5円/ℓとし、当面の間延長する。 ＜沖縄路線に係る特例措置の延長については、内閣府との共同要望＞ 3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例について租税特別措置法第90条の9に定める「特定離島路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、11.25円/ℓとし、当面の間延長する。		
関係条文	航空機燃料税法 第11条 航空機燃料譲与税法 第1条 航空機燃料譲与税法附則 第2～5項		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 地方自治体による空港周辺の騒音対策等の財源を確保する。 （２）施策の必要性 航空機燃料税譲与税は、空港周辺地域の騒音対策等に充てるため、航空機燃料税収の2/13に相当する額を関係する地方自治体に配分するものである。地方航空ネットワークの維持に向けては、騒音対策等の施策が引き続き重要であるところ、地方自治体の対策財源を十分に確保する必要がある。 航空機燃料税の軽減措置を始めた平成23年度から譲与割合は2/9に引き上げられ、令和3年度以降については、航空機燃料税の軽減措置に合わせ引き上げられているが、令和9年度以降については航空機燃料税の軽減措置の内容と合わせ、騒音対策等の財源を従前と同水準に維持するよう、引き上げ措置を拡充・延長する必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		設立当初の譲与金額を維持するために、譲与率を変更等実施。 変更：平成 23 年度（2／13→2／9） 延長：平成 26 年度（3 年間） 平成 29 年度（3 年間） 令和 2 年度（2 年間） 変更：令和 3 年度（2／9→ 4／9） 令和 4 年度（4／9→4／13） 延長：令和 5～6 年度（4／13） 令和 7～8 年度（4／15） 令和 9 年度（2／9）